

請 願 文 書 表

請 願 番 号	第 1 2 号	請 願 要 旨
受 理 年 月 日	令和 8 年 9 月 2 5 日	【請願の趣旨】 国際刑事裁判所（ＩＣＣ）は、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪など、国際社会全体の関心事である重大な犯罪について、責任を問うために設立された世界初の常設国際刑事裁判所である。我が国は2007年にＩＣＣに加盟して以来、その活動を一貫して支持し、財政面においても最大の拠出国としてＩＣＣの運営を支えてきた。また、日本人の赤根智子氏がＩＣＣ所長を務めるなど、我が国は国際社会における法の支配と国際司法の発展に重要な役割を果たしてきた。 しかし、米国政府は、ＩＣＣが米国およびイスラエルの関係者を捜査・訴追することなどを問題視し、ＩＣＣの裁判官、検察官等に対する制裁措置を相次いで発動している。2026年8月には、我が国の赤根智子ＩＣＣ所長も制裁対象とされた。こうした措置は、ＩＣＣの裁判官や職員が、政治的圧力を受けることなく、国際法に基づいて職務を遂行することを困難にするものであり、ＩＣＣの司法的独立性を損なうだけでなく、国際社会が長年にわたり築いてきた「法の支配」に基づく国際秩序そのものを揺るがしかねない。国際刑事司法は、国家間の政治的立場や同盟関係によって、その適用の是非が左右されるものであってはならない。重大な国際犯罪について、誰であっても法の下で責任を問われるという原則を維持することは、将来の紛争や人権侵害を抑止し、被害者の救済を図る上でも極めて重要である。 我が国政府は、国際法と法の支配を尊重する立場を明確にし、国際司法機関の独立性を守るために、必要な主張を毅然として行う責任がある。 以上の趣旨から、下記について、政府への意見書を提出するよう請願する。 記 1 米国政府によるＩＣＣの裁判官、検察官その他の職員に対する制裁措置について、ＩＣＣの司法的独立性および国際法に基づく法の支配を損なうものとして、毅然とした立場を示すこと。 2 米国政府に対し、ＩＣＣの裁判官、検察官その他の関係者に対する制裁措置の撤回・停止を求めるとともに、ＩＣＣの独立した司法活動を尊重するよう働きかけること。 3 我が国の赤根智子ＩＣＣ所長をはじめ、米国の制裁対象となったＩＣＣ関係者に対し、必要な外交的支援を行い、その職務遂行が妨げられることのないよう対応すること。 4 ＩＣＣ加盟国および国際社会と連携し、米国によるＩＣＣへの圧力によって、各国が国際刑事司法から離脱することのないよう、ＩＣＣの普遍性と実効性を維持するための外交努力を強化すること。 5 我が国がＩＣＣ最大の財政拠出国の一つとして果たしてきた役割を踏まえ、ＩＣＣの財政基盤、司法的独立性および活動の実効性を維持するため、必要な支援をいっそう強化すること。 6 国際法、国際人権および法の支配を重視する我が国の立場を明確にし、国際社会に対して責任ある外交を展開すること。
件 名	「国際刑事裁判所（ＩＣＣ）の独立性を脅かす米国の制裁措置に毅然と対応することを求める意見書」の提出を求めることについて	
請 願 者 所 住 氏 名		
紹 介 議 員	中 山 和 行 節 木 三千代	
付 託 委 員 会	総務・企画・公室常任委員会	
審 査 結 果		

請 願 文 書 表

請 願 番 号	第 13 号	請 願 要 旨
受 理 年 月 日	令和8年9月28日	【請願の要旨】 全国的に減少傾向にある街の新刊書店が、地域における知識の拠点やコミュニティの核として存在し続けるためにも、滋賀県での関連施設および県立学校の図書調達をする際、以下の3項目について適切な改善をしていただくよう要望する。 【請願の理由】 経済産業省は令和6年10月、「関係者から指摘された書店活性化のための課題（案）」を公表した。元来、利益率の低い書店にとって入札時の値引きは自らの利益を削り差額を負担する行為であり、装備費用の負担も同様の仕儀であることから、脆弱な書店経営に及ぼす影響は真に大きいと言わざるを得ない。前述の「書店活性化のための課題（案）」においても、「12. 地域書店による公共図書館への納入」として、「公共図書館への納入において、官公庁等による入札を経て値引きが行われ、資金力で勝る大規模事業者が一手に引き受けてしまう現状があり、地域書店の販売機会が失われているという意見もある」と分析している。 また、フル装備（フィルム、バーコードラベル、背ラベル）の装備コストは、最低賃金の上昇やナフサ不足の影響で、1冊当たりの平均単価が約1,680円に対して230～350円であり、人件費を考慮するとほとんど利益が出ない。この課題についても「書店活性化のための課題（案）」では、「13. 図書館の納入における装備費用の負担」として「公共図書館の納入においては、官公庁等による入札を経て、フィルムやバーコード付与といった装備負担も入札事業者に求められるケースや別途の費用計上を認められないケースもあることから低い利益率をさらに削ることとなり、中小の書店によっては受託することが困難になっているのではないかとの意見もある」と指摘している。 一方、出版物は、一般的な消費財とは異なり、独占禁止法の適用除外として定価販売が認められ、「再販売価格維持契約書」（以下、再販契約書）が交わされている。同契約書では、定価販売の例外として、従来「官公庁等の入札に応じて納入する場合」（同契約書第六条（2））を規定していたが、出版再販研究委員会（日本書籍出版協会、日本出版取次協会、日本書店商業組合連合会で構成）は令和7年5月1日にそのひな型から第六条（2）を全文削除した。これにより、「小売りは、出版業者または取次会社から仕入れあるいは委託を受けた再販売価格維持出版物を販売するに当たっては、定価を厳守し、割引に関する行為をしない」（同契約書第三条）に基づく商行為を準用していくこととなった。 以上、滋賀県内の街の書店が存続していくための施策として、御理解、御協力を賜りたい。また、滋賀県内市町への周知、指導についても御対応いただきたい。滋賀県、滋賀県議会の特段の御配慮を心よりお願い申し上げる。 記 1. 図書類調達については、地元滋賀県資本の書店を優先すること。 2. 図書類調達については、入札によらないで定価での購入を基本とすること。 3. 図書装備に係る費用は、別予算化を考慮すること。
件 名	滋賀県における関連施設および県立学校の図書調達の見直しを求める請願書	
請 願 者 所 住 氏 名		
紹 介 議 員	谷 口 典 隆 清 水 ひとみ 木 沢 成 人 川 島 隆 二 今 江 政 彦 節 木 三千代	
付 託 委 員 会	総務・企画・公室常任委員会	
審 査 結 果		

請 願 文 書 表

請 願 番 号	第 1 4 号	請 願 要 旨
受 理 年 月 日	令和 8 年 9 月 2 8 日	【請願趣旨】 消費税は社会保障のためと言われてきたが、実際は大企業、富裕層への減税の穴埋めに使われてきた。社会保障の拡充に必要な財源について、税金の専門家は、消費税を廃止しても、大企業や富裕層の負担を軽くする不公平な税制を是正することで捻出できると試算している。 深刻さを増す物価高への対策や災害被災者支援が緊急に求められる中、政府案の「飲食料品のみ、2年間限定」という消費税減税では極めて不十分である。減税のための財源はあいまいであり、3段階の税率や制度の複雑化による新たな混乱も危惧される。 最悪の不公平税制である消費税は廃止を目指すべきであり、税率を一律5%以下に引き下げれば、政府が主張するインボイス制度導入の根拠もなくなる。 以上の趣旨から、「消費税に頼らず社会保障財源を捻出し、一律5%減税とインボイス廃止を求める意見書」を政府および国会に送付していただくことを請願する。 【請願事項】 1. 大企業、富裕層を優遇する不公平な税制を正して、社会保障財源を捻出すること。 2. 消費税減税は対象品目と期間を限定せず、一律5%以下にすること。 3. インボイス制度を廃止すること。
件 名	「消費税に頼らず社会保障財源を捻出し、一律5%減税とインボイス廃止を求める意見書」を政府および国会に送付していただくことについて	
請 願 者 所 住 氏 名		
紹 介 議 員	中 山 和 行 節 木 三千代	
付 託 委 員 会	総務・企画・公室常任委員会	
審 査 結 果		